

# 印鑑登録について

## ■ 印鑑登録

本人が申請するのが原則です。下の表を参照してください。

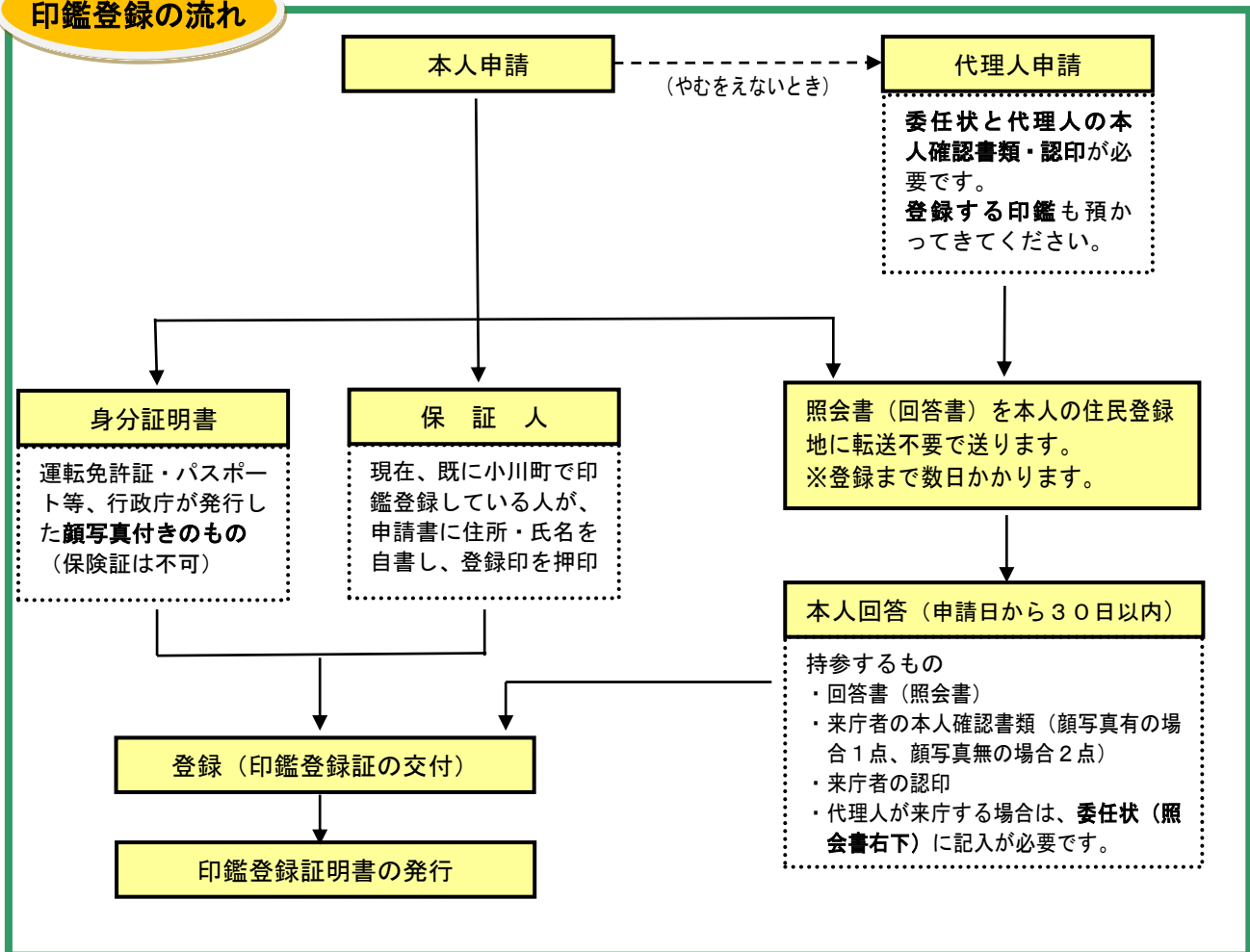
### ◇登録できる人

小川町に住民登録している15歳以上の人 ※成年被後見人を除く

### ◇登録できる印鑑

- ・氏名、氏、名もしくは通称を表しているもの（職業、資格等を表しているものは不可）
- ・印影が鮮明なもの（欠けていないもの）
- ・大きさは、一辺の長さが8mm以上25mm以内のもの
- ・ほかの人が登録していないもの（同じ印鑑を登録することはできません）

## 印鑑登録の流れ



## ■ 印鑑登録証・登録印鑑の紛失等について

◇印鑑登録証・登録印鑑をなくしたときは、印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止申請をしてください。

◇登録印鑑を変更したいときは、印鑑登録証と新しく登録する印鑑をお持ちください。

今までの登録を廃止して、新規に登録していただきます。

※いずれの場合も、代理人が申請するときは委任状が必要です。

◇印鑑登録証・登録印鑑が盗難にあったときは、至急連絡してください。

〈連絡先〉小川町役場 町民課戸籍年金担当

電話 0493-72-1221（内線142・143）